

平成 30 年度

事業計画

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

百道寮

目 次

1. 平成30年度 事業計画

(1) 事業概況

(2) 年間行事計画

(3) 会議・研修計画

1. 平成30年度 事業計画

1. 平成30年度事業計画について

(1) 事業概況

母子生活支援施設「百道寮」は、DV被害や経済的困窮など支援を必要とする母子を保護し、自立促進のためその生活を支援することを目的とする児童福祉施設である。近年、母子生活支援施設の入所理由を見ても、DV被害や虐待を受けた入所が半数以上を占めており、加害者（前夫等）から逃れるために、遠隔地の施設を利用する広域措置ケースが増えている中、百道寮は「福岡市民のための福祉サービス」との位置づけもあり、他府県からの広域利用は受けられない状況にある。

支援にあたっては今般、見直しが行われた改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記された。母子生活支援施設は、従来から母と子を分離させずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設である事を踏まえ、母と子の最善の利益を保証し、暴力や貧困などの危機的な状況から抜け出すだけでなく、母子それぞれが自分の意志で課題と向き合っ解決できるよう支えるためにも、支援を担う職員の専門性を高め、職員の資質向上に努めるとともに、妊娠期から産前産後の切れ目のない母子支援や、代替養育からの母子関係の再構築に向けた支援など、施設の多機能化にも努めていく。

他方、施設運営に関しては、ここ数年、入所率は減少傾向にあり、上記でも述べた通り広域入所が認められない等の制限もあることなどから、平成30年度は認可定員数を45世帯から40世帯に変更し、施設の健全運営を図る。

① 事業活動について

ア 管理運営について

(ア) 入所の受入れがスムーズに行えるよう、入所前カンファレンスを実施し、引越し支援や家電製品の貸出を行い百道寮での生活に慣れるよう努める。また、夫等からの暴力被害から逃れてくる世帯に対して安全を確保できる様、防犯カメラ設置や早良署と連携しながら利用者が安心して生活できる場の提供にも努める。

(イ) 「ファミリーケースワーク」の観点から、きめ細やかな支援と切れ目のない支援、事態が深刻になる前に未然に防げるよう積極的アプローチを心掛け、母と子の自立に向けた考えを尊重し、利用者への支援強化を図る。そして、各種の研修会に参加し援助技術の習得に努め、外部講師による施設内研修を実施し多種多様な課題に取り組み、振り返りを行いながら専門性の向上を図る。最後に、OJTにより効率的かつ応用力の高いスキル習得を目指し人材育成を図る。

(ウ) 福岡市緊急一時保護事業については、平成29年度は例年に比べ利用頻

度は減少したが、緊急避難的要素を持った世帯の電話等での問い合わせは依然として多い。また、緊急一時保護を利用する高齢単身女性の利用も近年増加傾向にあるため、今後も福岡市と連携し緊急一時保護事業の継続に努める。

(エ) ライフレスキュー事業（生活困窮者対策事業）への参画

近年家族間や住民関係の希薄化等による社会的孤立や生活困窮等の社会問題が深刻化するなか、改めて地域における「つながり」・「絆」の大切さが見直され、区社協や各施設種別で共通認識を図るとともに、専門性を活かして地域の孤立世帯や生活困窮者への支援に努める。

イ 利用者を対象とした支援について

(ア) 就労支援の充実を図り、安定した収入を得ることが、母子の自立へと繋がっていくため、利用者の若年化、精神障がい、身体障がいと様々な課題を抱えている事を踏まえた上で、各専門機関とのネットワークを構築しニーズの把握を行い、各ニーズに適した就労支援に務める。また、母と子の生活課題への取り組みを支援するために、利用者^と職員の信頼関係の構築を目指し、利用者の情緒の安定を図るとともに、利用者それぞれの考えを大切にしながら、生活スキルの向上を目指し、家庭生活支援の徹底を図る。知的障がいや精神障がい等心身に障がいのある利用者の支援には職員の専門性の向上と専門機関との連携が不可欠なため、関係者会議等を開催し支援の充実に一層の努力を払う。そして、家族や社会のつながりが希薄化する中で、利用者が安心して子を産み、育てることのできる施設としての産前産後ケアの取り組みを図っていく。

(イ) 児童個々の権利・立場を尊重し、問題の早期発見に努めるとともに、母親及び学校・職員との指導の一元化を目指し、定期的な学校との連絡会等を開催する。特別に支援を要する児童においては、三者の連絡を密にする事で効果的な指導の展開を図りながら、母子の心理的背景も考慮し、多角的な視点で問題に取り組む。

(ウ) 児童個々の能力に応じた学習目標を設定し継続的な学習支援を実施する事により基礎学力の向上及び定着を目指す。また、学習指導費を活用し、家庭教師の配置や学習塾の費用を負担、学習ボランティア等を利用することで学力向上だけでなく、家計への負担軽減にも配慮する。

(エ) 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することにより、子どもの自立を支援するため心理カウンセラーを配置している。

現在は週2回、心理療法が必要と思われる児童にカウンセリングと遊

戯療法を実施している。また人間関係修正を図るため生活場面にも常勤の心理士を配置する事で、より生活に密着した形でのセラピーを実施している。その他にもカウンセリングを希望する母親へも心理療法を実施する事で利用者への心的ケアの充実を図っていく。

- (オ) 若年母子の施設利用の増加に比例し、乳幼児の入所も増える傾向がある。利用者の中には、育児不安や養育能力が脆弱な母親も増えており、保育室では、施設内保育の利点を活かして、母親と保育者が一緒に保育をするペアレントトレーニング等を積極的に取り入れたり、居室訪問等をしながら悪循環に陥る前の支援強化を図る。また、西棟屋上のスペースに遊び場を設置し、子どもの成長に必要な体を使った運動や遊びが外部に出なくても施設内で行えるよう整備しており、休日には、利用者が遊べるように開放している。

給食室についても、旬の食材や陶器の食器を使うことで食への関心や物を大切にする等の食育にも力を入れいく。そして、近年母子家庭の貧困が社会問題化してきており、実際に母子生活支援施設入所児童をみても低学力児や朝食を食べずに登校している子ども達もいる。これらの事を踏まえ、児童への朝食提供を継続し母親料理教室や家族そろってゆっくりと食事を楽しんで貰える様に親子食堂や小学生以上の子どもたちが下準備から調理、提供、片付けを行い「働く」という体験も併せ持った「ももちカフェ」の実施を行い更なる食育の充実を図っていく。

② 関係機関とのネットワーク構築について

母子が多く関わる機関は、家庭児童相談室・保護課・保育所・学校・児童相談所・医療関係と多岐に渡る。母子の安心安全と自立を目指す生活を支援し切れ目のない繋がる支援を行うために関係機関への訪問等を行い情報共有を図り各関係機関とのネットワークの構築に努める。

③ アフターケアについて

退所前から地域の社会資源を利用する事で母子の負担感を減らしスムーズに退所後の生活につなげていく。退所後も支援が必要な世帯に対しては退所前計画を策定し関係機関と共有する。さらに母子生活支援施設が社会資源の一つとして活用できることを入所期間中から共有することで、孤立することなく安心安全に生活することに努める。

また、生活保護世帯退所後は、子どもの健全育成支援事業と連携しアフターケア体制の強化を図る。

④ 地域との交流について

地域に基盤を持つ施設として、子ども会への参加や職員が子ども会行事への手伝い等を行っていく。また、地域交流を更に展開するために、夏祭り・餅つき大会等の施設内行事にも積極的に参加を呼びかけ、施設

に対する正しい理解・認識の促進を図り、地域交流スペースの運営等にも努める。公益的な取り組みとして、各区社会福祉協議会や各社会福祉法人と連携し生活困窮者支援（ふくおかライフレスキュー事業）へ参画する。

⑤ ボランティアについて

各種のボランティアを受け入れ、利用者の生活支援補助及び、行事・学童保育補助を受け、支援の更なる充実を図る。

⑥ 防災訓練の強化について

火災や大きな災害に備え利用者の安全と財産を守るためにも、総合避難訓練・夜間避難訓練を実施している。自分の命は自分で守り、となり近所の助け合いながら災害弱者（障害や妊婦）の安全な避難経路及び援護の強化に努める。地域においても自治会、学校と連携し緊急時の連絡網を強化していく。

【30年度 計画予定】

集会室クロス張替え工事

キュービクル式高圧受電設備交換工事

【29年度】

東棟・西棟共用部LED交換工事

相談室工事

【28年度】

東棟屋上防水シート張替え工事

外壁フェンス工事